

# 公共住宅建設工事 特則仕様書

昭和	63年	7月	制定
平成	元年	9月	改定
平成	4年	12月	改定
平成	6年	7月	改定
平成	7年	6月	改定
平成	9年	10月	改定
平成	11年	10月	改定
平成	12年	8月	改定
平成	14年	9月	改定
平成	15年	7月	改定
平成	17年	4月	改定
平成	17年	11月	改定
平成	18年	6月	改定
平成	19年	8月	改定
平成	21年	11月	改定
平成	23年	4月	改定
平成	23年	10月	改定
平成	25年	6月	改定
平成	27年	7月	改定
令和	3年	2月	改定
令和	5年	6月	改定
令和	6年	10月	改定
令和	7年	5月	改定

# 目 次

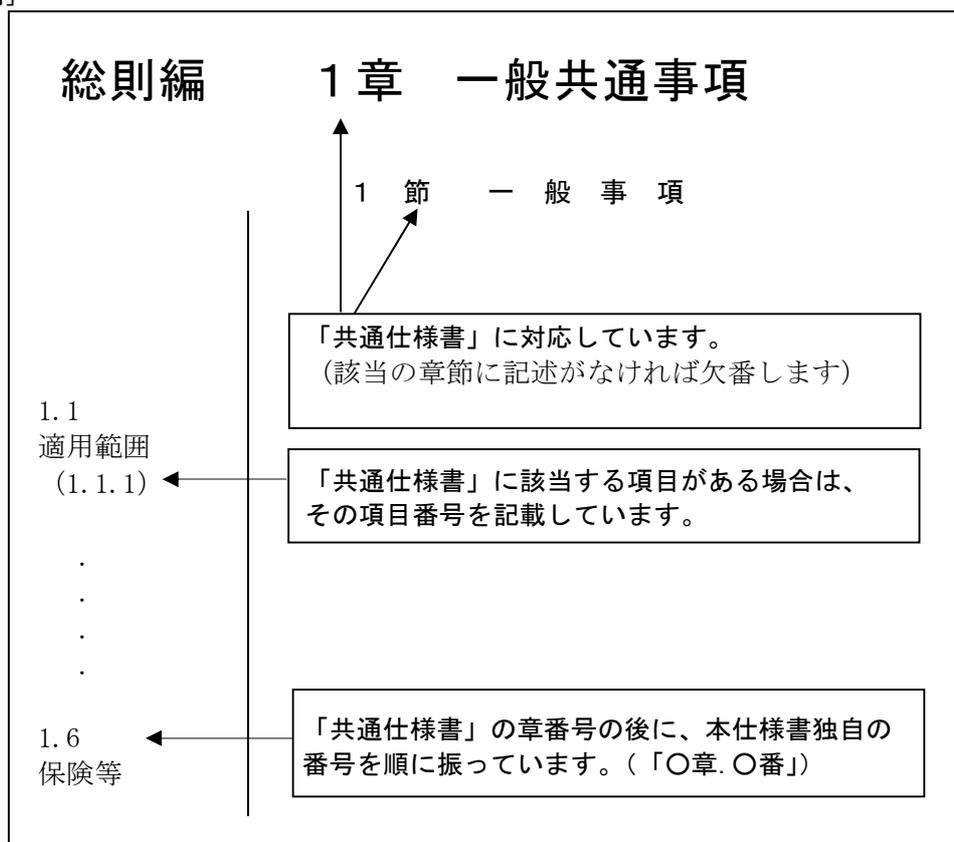
本書の取扱いについて	.....	1
総 則 編	1 章	一般共通事項 ..... 2
建 築 編	1 章	一般共通事項 ..... 9
	2 章	仮設工事 ..... 9
	3 章	土工事 ..... 9
	4 章	地業工事 ..... 10
	5 章	鉄筋工事 ..... 10
	6 章	コンクリート工事 ..... 10
	9 章	防水工事 ..... 12
	11 章	タイル工事 ..... 12
	12 章	木工事 ..... 12
	14 章	金属工事 ..... 13
	15 章	左官工事 ..... 14
	16 章	建具工事 ..... 14
	18 章	塗装工事 ..... 14
	19 章	内装工事 ..... 15
	20 章	ユニット及びその他工事 ..... 15
	22 章	舗装工事 ..... 15
電 気 編	1 編	一般共通事項 ..... 16
	2 編	電力設備工事 ..... 16
	6 編	通信・情報設備工事 ..... 18
機 械 編	2 編	共通工事 ..... 19
	5 編	給排水衛生設備工事 ..... 19
	9 編	昇降機設備工事 ..... 20
別 表	1	工事関係書類 ..... 21
	2	引渡し物品等(建築・電気・機械) ..... 24
別 記	1	工事写真概要 ..... 28
	2	引渡し書類等一覧表 ..... 31
	3	竣工写真 ..... 32
	4	鍵一覧表 ..... 33
	5	鍵受領書 ..... 36
	6	工事関係者一覧表 書式(記載例) ..... 37
	7	使用材料等一覧表 書式(記載例) ..... 38
	8	保証書一覧表 書式(記載例) ..... 39
	9	表示板様式 ..... 40

※ 公共住宅建設工事共通仕様書に、追加、補足又は訂正のある項目のみ記載している。

# 本書の取扱いについて

- 1 この公共住宅建設工事特則仕様書（建築工事編）（以下「本仕様書」という。）は、川崎市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）に定める仕様書の一部として、「公共住宅建設工事共通仕様書（令和四年度版）」（以下「共通仕様書」という。）とともに一体の仕様を構成するものであり、「共通仕様書」に定められた各項目について追加及び補足等の補完をするもので、「共通仕様書」に優先するものである。
- 2 本仕様書は、「共通仕様書」に対応して記述している。

[記載例]



# 総則編 1章 一般共通事項

## 1 節 共通事項

- 1.1 適用範囲 (1.1.1)
- 1 本仕様書は、公共住宅の建設工事等に適用する。  
2 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者等の責任において厳正に履行する。
- 1.2 設計図書の適用 (1.1.1)
- 設計図書の適用順位は、原則として次のとおりとする。  
(1) 質問回答書及び追加説明書 ((イ)から(オ)までに対するもの)  
(2) 特記仕様書  
(3) 設計図  
(4) 本仕様書  
(5) 共通仕様書 (別に定める「機材の品質・性能基準」を含む。)
- 1.3 用語の定義 (1.1.2)
- 1 「監督員」とは、次のいずれかに該当する者とする。  
(1) 川崎市請負工事監督規程 (以下「監督規程」という。) 第2条第4号による総括監督員、主任監督員及び一般監督員  
(2) 監督規程第6条第1項により、工事の監督業務を委託された者  
2 法令等の略称は次による。  
・リサイクル法 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)  
・建設リサイクル法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)  
・廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- 1.4 官公署その他への届出手続等 (1.1.3)
- 総合調整条例対象の工事において 500m<sup>3</sup> 以上の土砂等を運搬する場合は、「土砂等運搬協議要綱」に基づく手続を行うこと。
- 1.5 工事実績情報の登録 (1.1.4)
- 工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、工事契約後、変更契約後及び工事完成後 10 日以内 (土、日、祝日を除く。) に、監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録すること。なお、変更時と工事完成時の間が、10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- 1.6 工事関係書類の提出 (1.1.5)
- 1 川崎市契約規則、契約約款、関係法令等に基づき、別表1に掲げる書類及びその他監督員が指示する書類を監督員へ提出すること。なお、部数については、原則として1部とし監督員の指示によること。  
また、別表1により電子提出が可能な書類については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。  
2 工事現場における適正な施工体制を確保するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、建設業法に定める施工体制台帳及び施工体系図を作成することとし、以下の内容を記載する。  
(1)建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2、第14条の4及び第14条の6に掲げる事項  
(2)台帳の作成方法等は、「施工体制台帳の作成等について (建設省経建発第147号) を参考とする。

	<p>(3)社会保険の加入状況、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無について、記載漏れ等ないように十分注意する。</p> <p>3 下請契約書（下請契約金額を必ず記載）の写し並びに施工体制台帳及び施工体系図は、現場に備えるとともに以後、新たな下請負人及び再下請負人の選定にあわせ、完了時まで随時、監督員に提出する。</p>
1.7 設計図書等の取扱い (1.1.6)	<p>設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏えいしてはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p>
1.8 特許権の有無の確認 (1.1.11)	<p>発注図（参考図含む）に基づく工事材料、施工方法等の選定に当たっては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象の有無について確認すること。</p>
1.9 関係法令等の遵守 (1.1.13)	<p>本仕様書に定めのない事項は、法令、本市条例・規則及びその他の規定によること。</p>
1.10 火災保険等	<p>1 契約約款第 58 条における「火災保険、建設工事保険その他の保険」は、次のアからカとする。ただし、当該工事において保険の対象工事が無い場合はこの限りでない。なお、その他必要と思われる保険がある場合は、その保険に加入すること。</p> <p>ア 火災保険 イ 工事保険 ウ 自動車保険 エ 組立保険 オ 請負業者賠償責任保険 カ 法定外の労働災害保険</p> <p>2 保険期間は、原則として着手期限の日から工事目的物の引き渡しまでとすること。</p> <p>3 第 1 項ア及びイの保険金額は、請負金額とすること。ただし、火災保険については杭地業に相当する金額を除くことができる。</p> <p>4 第 1 項ウからカの保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とすること。</p> <p>5 保険契約の締結後、遅滞なくその証券の写しを監督員に提出すること。</p>
1.11 建設業退職金共済制度	<p>1 建設業退職金共済制度の履行確保のため、履行対象となっている工事については、「建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領（財政局契約課）を遵守するものとする。</p> <p>2 下請業者、建退共制度対象労働者に対し、建退共制度の加入促進及び履行確保について、周知、徹底を図ること。また、下請業者に対しても「対象労働者を採用する場合」と同様の対応をするように指導すること。</p>
1.12 公共事業労務費調査に対する協力	<p>1 本工事が公共労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し監督員に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。</p> <p>2 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象に該当した場合、その実施に協力すること。また、本工事の工期経過後においても同様とする。</p> <p>3 公共労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調</p>

	<p>製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておくこと。</p> <p>4 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記同様の義務を負う旨定めること。</p>
1.13 軽微な変更	<p>軽微な変更は、監督員の指示によって行う。この場合は、請負金額の増減はしないものとする。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>2 節 工事関係図書</b></p>
1.14 工事写真 (1.2.4)	<p>工事写真の撮影方法については、「営繕工事写真撮影要領（国土交通大臣官房官庁営繕部整備課制定）」（令和5年版）及び「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）令和5年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）による。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>3 節 工事現場管理</b></p>
1.15 施工中の安全確保 (1.3.7)	<p>現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具（フルハーネス型）の着用は、「墜落制止用器具の規格」（厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具とする。</p>
1.16 近隣住民等への配慮 (1.3.7)	<p>工事を施工する際に近隣住民に迷惑を及ぼさないよう、次の(1)から(8)について監督員と協議し、最大の配慮をしなければならない。</p> <p>(1) 搬入・搬出については、指定された道路を使用し、監視員、誘導員等を配置して安全確保に十分留意すること。</p> <p>(2) 付近の民家等には損傷を与えぬよう十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、監督員に報告の上、受注者の負担において速やかに修復すること。</p> <p>(3) 付近の道路及び側溝等に損傷を生じさせた時は、速やかに修復すること。</p> <p>(4) ほこり防止対策として、十分な散水を行い、道路等の汚れた箇所については、常に清掃を行うこと。</p> <p>(5) 作業時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日、祝日は休みとすること。ただし、週休2日制確保モデル工事（4週8休以上の現場閉所）はこの限りではない。なお、特別の事由により変更する場合は、事前に監督員の承諾を受けること。</p> <p>(6) 大型車両の運行は、原則として児童の登校時間を避け、また、必要な場合は、所轄の警察の許可を得て通行すること。</p> <p>(7) 周辺道路に工事関係の車両及び工事材料を置かないよう十分注意すること。</p> <p>(8) 工事車両は、アイドリングストップに努めること。</p>
1.17 建設機械の選定 (1.3.10)	<p>建設機械の使用にあたっては、低騒音型の機種を選定すること。また、工事用車両が過度に集中することのないよう運行管理等を徹底し、騒音及び振動の低減化に努めること。</p>
1.18 発生材の処理等 (1.3.11)	<p>1 発生材については、リサイクル法、建設リサイクル法、廃棄物処理法、その他の関連法令及び次の要綱等に基づき適切に処理を行うこと。</p> <p>(1) 「川崎市建設副産物取扱要綱」（建設緑政局技術監理課）</p>

- (2) 「川崎市建設副産物取扱要領」(同上)
  - (3) 「川崎市建設副産物取扱基準」(同上)
  - (4) 「指定工場(特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設)登録リスト」(同上)
  - (5) 「川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱」(港湾局庶務課)
  - (6) 「建設廃棄物の適正管理の手引き」(環境局廃棄物指導課)
- 2 建設副産物の搬出及び再生資源等の利用は、原則として次のとおり行う。
- (1) 建設副産物の工事現場からの搬出
    - ア アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、路盤廃材については、「川崎市建設副産物取扱要綱」第2条(13)に規定する指定工場に搬出する。
    - イ 建設発生木材(伐木・除根材を含む)については、「川崎市建設副産物取扱要領」第2条(6)に規定する指定施設
    - ウ 指定処分地等に建設発生土を搬出する場合は、指定処分地等の定めに応じて、建設発生土の検定試験を実施し検定試験表を作成し、写しを監督員に提出すること。
  - (2) 再生資材等の利用
 

工事目的に要求される品質等を考慮した上で、再資源化施設を利用する。なお、再生骨材等及び再生加熱アスファルトは、指定工場を利用する。
- 3 再資源化により得られた仮設資材を積極的に使用するよう努める。
- 4 コンクリート削孔に伴い発生するコンクリート殻、濁水及び濁水に含まれる削孔くずについては「廃棄物処分計画」に処理方法を具体的に記載すること。
- 5 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要な時は、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者」を配置することとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。
- 6 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の処分においては、リサイクル処分とすること。
- 7 ポリ塩化ビフェニル(PCB)の混入等が確認された機器(トランス、コンデンサ、照明器具安定器等)を撤去または取替えをする場合は、次に示す関係法令に基づき、PCBの保管及び届け出が必要となるため、必要書類を作成すること。
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
  - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令
  - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則
- また、廃棄物処理法第12条の2第2項の規定による同法施行規則第8条の13(特別管理産業廃棄物保管基準)及び川崎市「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正管理の手引き」(平成29年10月)に基づき、工事完了時にPCB管理責任者にて保管する。
- なお、PCBの取扱いについては、別途指示がない場合は以下による。
- ・トランス、コンデンサ：ラベルを添付し、掲示板と共に引渡す
  - ・照明器具の安定器：密封できる容器に入れ、ラベルを添付し、掲示板と共に引渡す。
- ※ラベルおよび掲示板の製品は(社)日本電気協会および地方電気協会にて販売
- 8 ニッカド電池等については、「電気編 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項 第3節 工事現場管理 1.1 発生材の処理等」を参照。

境界杭、測量杭等 (1.3.14)	設してはならない。
1.20 電気等の料金	本設電気の受電後から工事目的物の引渡しまでの電気、上下水道等の使用料金は、引渡しの当日までに精算しておくこと。
1.21 建設用資機材等の 運搬	<p>工事施工に伴う土砂、工所用資材等（以下「土砂等」という。）を運搬するダンプトラック等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の(1)から(6)を遵守すること。また、下請業者に対しても十分な指導を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。</li> <li>(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。</li> <li>(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</li> <li>(4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。</li> <li>(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</li> <li>(6) 受注者は、土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進し、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。</li> </ol> <p>※不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」第4条における表示義務違反車とする。</p>
1.22 特定自動車の規制 及びエコ運搬の実 施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成9年条例第35号）に基づく特定自動車を使用する場合には、当該条例に適合若しくは猶予期間内の特定自動車であることを確認すること。</li> <li>2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）に規定するエコ運搬制度において、「エコ運搬制度取組実施の手引き」（環境局環境対策部大気環境課）に基づき、建設資材等の運搬車両を運行すること。 なお、次に掲げる環境配慮行動項目を優先して実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。</li> <li>(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。</li> <li>(3) 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。</li> </ol> </li> </ol>
1.23 パワハラ防止	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、下請業者及び関連業者の労働者等に対しても、就業環境が害されることがないように適切に対応を行うこと。

#### 4 節 材料

1.24  
環境への配慮  
(1.4.1)

各種工事の施工において、アスベストを原材料としていない建材を使用すること。なお、次表に掲げる建材その他監督員の指定する建材の材料検査時には、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」等を提出すること。

けい酸カルシウム板	窯業系サイディング	スレート波板
ロックウール吸音板	スラグ石膏板	住宅屋根用化粧スレート
石膏板(ボード)	パルプセメント板	ソフト巾木
ビニル床タイル	押出成形セメント板	接着剤
フロア材	スレートボード	再生砕石

1.25  
材料の品質等  
(1.4.2)

J I S 製品のあるものについては、それを優先すること。

1.26  
地盤改良土等の土質試験

山留め(SMW等)や地盤改良、舗装等の工事及び改良土の再利用においてセメント及びセメント系固化材を使用した場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により土質試験を実施し、土壤環境基準以下であることを確認すること。

## 5 節 施工

1.27  
技能士  
(1.5.2)

適用する技能検定の職種及び作業の種別は、コンクリート圧送施工及びコンクリート圧送作業とする。

1.28  
化学物質の  
室内濃度測定  
(1.5.9)

- 1 施工中の対策としては、接着剤や塗装剤等の使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間の確保に努めること。また、施工時の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図るものとする。
- 2 施工完了後の測定及び対策については、施工が完了し、引渡しをするまでの間、「室内空気中の化学物質の測定マニュアル」(川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)に基づいて化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省の定める指針値以下となるよう換気の繰返し等による放散の促進を行うこと。

## 6 節 工事検査及び技術検査

1.29  
工事検査  
(1.6.1)

- 1 工事検査には、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)が必ず立ち会わなければならない。
- 2 工事検査時には、あらかじめ監督員に確認の上、別表1に掲げる書類を提出すること。
- 3 中間検査について、次の規定等に基づき実施する。
  - (1) 川崎市請負工事検査規程(昭和43年訓令第5号)
  - (2) 川崎市請負工事中間検査実施要領(財政局検査課)

1.30  
契約不適合責任期  
間

契約不適合責任期間は、契約約款第 57 条に定めるもののほか、第 44 条によるものを含み、次のとおりとする。

工事種	契約不適合責任期間
鉄骨又はコンクリート構造物	2 年
木造構造物	2 年
舗装工事 コンクリート舗装	1 年
その他の舗装	6 月
植栽工事 枯れ補償	1 年
設備工事	1 年
門、塀遊具及び工作物の工事	6 月
解体工事	6 月
補修工事及び改修工	6 月

#### 7 節 完成図等

1.31  
引渡し

完成検査合格後の工事目的物引渡し時に、別表 2 に掲げる物品等を、事前に監督員の確認を受けた上、監督員が指定する方法で整理し引き渡すこと。

## 建築編 1章 一般共通事項

1.1  
関連工事との  
取合い  
(1.1.7)

関連工事との取合いは、設計図書の施工区分表によること。なお、施工区分表に記載されていない工事については、監督員の確認を受けること。

## 2章 仮設工事

2.1  
足場、その他  
(2.2.4)

- 1 工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合すること。
- 2 足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)「手すり据置き方式」又は(2)「手すり先行専用足場方式」により行うこと。
- 3 工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。
- 4 敷地周辺に高さ3mの万能鋼板塀を設置し、出入口には幅6m×高さ4.5m程度の扉(シートゲート)を設置すること。
- 5 本工事で定置する仮設道路、足場及び栈橋等は、別契約の関連工事受注者に無償にて使用させること。

2.2  
表示板の設置  
(2.3.1)

工事現場に掲示する表示板は、別記8により作成し、監督員の指示により設置すること。

2.3  
工事機械器具

工事機械器具は、故障、危険等のないよう常に手入れする。特に、電気使用において危険度の高い移動用工事器具類には、原則として、漏電遮断器を使用する。

## 3章 土工事

### 2 節 根切り等

3.1  
汚水の流出防止

掘削による湧水等、工事で発生する汚水については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく「開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」(平成12年川崎市告示第602号)により適正に処理すること。

3.2  
山留め工事等施  
工計画概要書

受注者は、次に示す(1)・(2)の敷地(区域)において、次に示す①・②の根切・山留め工事を実施する場合、「川崎市山留め工事等の計画等に係る報告に関する要綱」に基づき、山留め工事等施工計画概要書の提出を行うこと。

- (1) 川崎市又は指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた建築物、工作物の敷地
- (2) 都市計画法に基づく開発許可を受けた開発区域、又は宅地造成等規制法に基づく宅地造成宅地造成に関する工事の許可を受けた区域

①工事着手前の敷地(区域)内の地面の高低差が3mを超える敷地(区

- 域) において行う深さ 3 m を超える根切り工事  
 ② 工事着手前の敷地 (区域) 内の地面の高低差が 3 m を超える敷地 (区域) において行う高さ 3 m を超える根切り工事

## 4 章 地業工事

### 6 節 砂利、砂、捨コンクリート地業等

4.1  
材料  
(4.6.2)

砂利は、再生クラッシュランとし、最大粒径は 40 mm 程度とすること。

## 5 章 鉄筋工事

### 3 節 加工及び組立

5.1  
鉄筋の清掃

- 鉄筋は組立てに先立ち、浮きさび、油類、塗料、ごみその他コンクリートの付着力を減らすおそれがあると認められるものは除去すること。
- 鉄筋の組立てからコンクリート打ちまで長時間を経過した場合は、コンクリートの打ち込みに先立ち再検査し、必要に応じて清掃すること。

### 4 節 ガス圧接継手

5.2  
圧接完了後の試験  
(5.4.10)

圧接完了後の抜取り試験は、超音波探傷試験による。

## 6 章 コンクリート工事

### 3 節 コンクリートの材料及び調合

6.1  
セメント  
(6.3.1)

早強ポルトランドセメントを使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

6.2  
骨材  
(6.3.1)

高炉スラグ粗骨材を用いる場合は、監督員の承諾を受けること。

6.3  
調合管理強度  
(6.3.2)  
(6.3.2 表)

構造体強度補正值 (S) は次による。  
 (1) 普通ポルトランドセメントの場合

コンクリートの打設時期	2/6~12/3	12/4~2/5
コンクリートの打ち込みから 28 日後までの期間の予想平均気温 $\theta$ の範囲 (°C)	$8 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 8$
構造体強度補正值 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	3 (暑中は除く)	6

6.4  
水セメント比  
(6.3.2)

(2) その他のセメントについては、監督員の指示による。

住棟に使用する普通コンクリートの水セメント比は、55%以下とすること。

## 5 節 コンクリートの品質管理

6.5  
品質管理一般  
(6.5.1)

コンクリートの単位水量の測定は、延べ床面積 1,500 m<sup>2</sup>程度以上の新築工事で、150m<sup>3</sup> に 1 回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。

単位水量の管理目標値は次の通り。

- (1) 測定した単位水量が計画調合書の設計値±15 k g / m<sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工する。
- (2) 測定した単位水量が、設計値±15 を超え±20 k g / m<sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因調査・生コン製造者に改善指示、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15 k g / m<sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。
- (3) 設計値±20 k g / m<sup>3</sup> を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因調査・生コン製造者に改善指示、その後の全運搬車の測定を行い、設計値±20 k g / m<sup>3</sup> 以内であることを確認。更に設計値±15 k g / m<sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。
- (4) (3) の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認すること。
- (5) 測定方法については、監督員と協議のうえ、決定する。

6.6  
コンクリートの  
耐久性確保  
(6.5.4)

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の(1)から(3)の対策の中のいずれか一つについて確認しなければならない。

### (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m<sup>3</sup> に含まれるアルカリ総量を Na<sub>2</sub>O 換算で 3.0kg 以下にする。

### (2) 抑制効果のある混合セメントの使用

JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

### (3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験<sup>(※)</sup> (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。

※ 試験方法は、JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) または JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) によること。

## 8 節 型枠

6.7  
材料  
(6.8.2)

せき板は、複合合板を使用すること。なお、鋼板パネル等を使用する場合は監督員の承諾を受けること。

## 9 節 試験等

6.8  
コンクリート  
強度試験  
(6.9.3)

コンクリート強度試験は、原則として公的試験機関または工業標準化法に基づく試験所認定制度（JNLA）による登録試験所、（公財）日本適合性認定協会（JAB）による認定試験所等において実施すること。  
なお、これら以外で試験を実施する場合は、監督員の承諾を受けること。

## 12 節 暑中コンクリート

6.9  
一般事項  
(6.12.1)

日平均気温の平年値が 25℃を超える期間は 7/7～9/10 とする。

6.10  
調合  
(6.12.2)

暑中におけるコンクリート構造体強度補正值（S）は、6 N/mm<sup>2</sup>とする。

## 16 節 高強度コンクリート

6.11  
品質  
(6.16.2)

水セメント比は 50%以下とし、単位セメント量は、ワーカビリティが確保でき、水和熱が抑えられるようできるだけ小さな値とする。

# 9 章 防水工事

## 1 節 共通事項

9.1  
保証期間

新築及び全面防水改修工事における、アスファルト防水、シート防水、ケイ酸質系塗布防水及びウレタン塗膜防水の保証期間は 10 年、モルタル防水の保証期間は 5 年とする。

契約不適合責任期間に限らず、保証期間中に施工上の過失の類等により雨漏り事故が生じた場合は、無償にて補修復旧をする。

# 11 章 タイル工事

## 1 節 共通事項

11.1  
タイルの形状  
(11.1.2)

端部等には、面取りをしたものを使用すること。

## 3 節 有機系接着剤によるタイル張り

11.2  
内壁タイル張り  
(11.3.2)  
(11.3.3)

内壁の壁タイル張りの工法は、「接着剤による陶磁器質タイル張り」とすること。

# 12 章 木工事

## 1 節 一般事項

12.1  
基本品質  
要求品質  
(12.1.2)

原則としてラワン材等南洋材は使用しないこと。  
「川崎市公共建築物等における木材利用促進に関する方針（平成 26 年 10 月）」に基づき、神奈川県産材をはじめとする国産材の利用に努めること。

12.2  
木材の寸法  
(12.1.3)

図面記入寸法は全て仕上寸法とすること。

12.3  
下地補強

洗面器、ペーパーホルダー、手摺等の下地補強を行うこと。

12.4  
木材  
(12.2.1)

工場等で塗装された木材を内装仕上げ材として使用する場合は、その塗料は原則としてホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆ (JIS) 若しくは共通仕様書 12.2.1 (1) (ウ) (b) とすること。

12.5  
樹種・等級等  
(12.2.1)

樹種・等級等は、原則として次の表によること。

区 分	樹 種	等 級	使用箇所
構造材	米つが	特 1 等	大引等特記なき構造部分
造作材	米ひば	特 1 等	水がかり
	米つが	特 1 等	特記なき造作材すべて
	集成材	—	玄関上りかまち、柱
合 板 (水がかりは 1 類)	しな	2 等	押入、物入等の床、床下地
	針葉樹	B-C	床下地

12.6  
防蟻処理  
(12.3.1)

非有機リン系の薬剤を使用して防蟻処理をすること。

## 14 章 金属工事

14.1  
バルコニー間仕切

枠はアルミ製、隔板は厚 5 mm ケイ酸カルシウム板を使用し、隔板には避難の表示をすること。

14.2  
上下避難口

避難口のハッチはステンレス製、格納する金属製避難はしごは消防法第 21 条の 9 の規定による「国家検定合格」の表示のあるものとし、コンクリート打設時に同時打込みとすること。

14.3  
物干し金物

材質はアルミ製、天井からの吊り下げ型で、高さの調節ができるタイプ（2 段階調節タイプ）を使用すること。なお、車いす使用者向け住宅の場合は、壁付型のタイプを使用すること。

14.4  
カーテンレール

材質及び形状は、ステンレス製C型とする。

## 15章 左官工事

### 2 節 下地

15.1  
材料  
(15.2.2)

セメントはJ I S規格品とすること。

### 3 節 モルタル塗り

15.2  
防水剤

防水モルタルに混入する防水剤はJ I S A 1 4 0 4の規格品とし、防水剤を選定する際には監督員の確認を受けること。

### 6 節 仕上塗材仕上げ

15.3  
材料  
(15.6.2)

ケイ酸質系複層仕上塗材(Si)の仕上げの工程は凹凸模様仕上げとする。  
防水形複層塗材Eは「標仕」表15.6.1により、仕上げの形状は凹凸模様、  
上塗材は水系アクリルのつやありとする。

## 16章 建具工事

### 1 節 共通事項

16.1  
基本要品質  
(16.1.2)

金属製建具、木製建具及び建具用金物は共通仕様書「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものとする。

### 2 節 アルミニウム製建具

16.2  
網戸  
(16.2.3)

引違いアルミサッシ用の網戸は、サッシ製造所の仕様とし、J I S A 4 7 0 9 (サッシ用網戸)に準じた製品とすること。

### 7 節 木製建具

16.3  
量産ふすま  
(16.7.2)

ダンボール製ふすまとし、アルミ箔防災材を挿入すること。なお、片開きふすまの吊り元については、鉄芯とダンボール芯を全面接着すること。

### 8 節 建具用金物

16.4  
材質、形状及び寸法  
(16.8.2)

各住戸玄関扉に使用する錠、シリンダー及びサムターンは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が防犯性能の高い建物部品として目録に掲載した製品(共通標章「CPマーク」及び「BL-bsマーク」の表示があるもの)を用いること。

また、サムターン回し防止を設置する場合は、高齢者の使い易いものとする。

## 18章 塗装工事

## 1 節 共通事項

18.1  
施工管理  
(18.1.6)

住戸内で塗装工事を行う場合には、ホルムアルデヒド等の化学物質の希釈を促進させるよう、外気を取り入れた換気を十分行うよう努めること。

# 19 章 内装工事

## 2 節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム系タイル張り

19.1  
ビニル床シート  
(19.2.2)

発泡層があるビニル床シートの種別は2種、発泡層のないビニル床シートの種別は4種とする。

## 7 節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り

19.2  
材料  
(19.7.2)

壁及び天井に用いるせっこうボードはJIS規格品とし準不燃材料以上とする。

# 20 章 ユニット及びその他工事

## 2 節 ユニット工事等

20.1  
一般事項  
(20.2.1)  
20.2  
浴室ユニット  
(20.2.17)

部品ユニットは、共通仕様書「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものとする。

浴槽が交換可能なものとする。

# 22 章 舗装工事

## 3 節 路盤

22.1  
材料  
(22.3.3)

砂利は、再生クラッシュランとし、最大粒径は40mm程度とすること。

## 4 節 アスファルト舗装

22.2  
試験  
(22.4.6)

アスファルトの切取り試験は、舗装面積500㎡以上の工事を対象とする。

# 電気編

## 第1編 一般共通事項

### 第1章 一般事項

#### 第3節 工事現場管理

1.1  
発生材の処理等  
(1.3.9)

蛍光管・水銀灯などの管球はリサイクル処分とする  
処分する安定器についてはその型番を記録に残し、PCB含有の有無を確認し報告書を提出すること。含有していることが判明した場合は速やかに監督員に連絡すること。

イオン化式感知器は煙検出用として放射性物質を使用しているため、製造会社に返却し、引取りメーカー名・日付・工事名称・電池種類・数量等を記載した覚書き（受領証）等を用意し完成図書に綴じること。

小型充電式電池については、電池メーカーや機器メーカーなどの回収制度を利用し、上記同様の覚書き（受領証）等を用意し完成図書に綴じること。また、メーカーによる回収制度を受けられない電池であっても、JBRCの会員企業の製品についてはJBRCを利用し、運送伝票の発送者欄に工事名称・電池種類・数量等を記載し、そのコピーを完成図書に綴じること。

アスファルトやコンクリートガラ等（コア抜きガラ含む）の処分は「建築リサイクル法」に基づき指定工場でリサイクル処分とすること。

コア抜き作業で発生したノロ水については中性化し処分すること。

発生材の運搬について、中間処理業者までの運搬を自社運搬でおこなった場合には、マニフェストのB1票およびC2票のコピーについても完成図書に綴じる必要があるので注意すること。

### 第2章 共通工事

#### 第7節 塗装工事

1.2  
一般事項  
(2.7.1)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、接着剤・塗装等に関しては製造業者等からSDSを入手し完成図書に綴じること。

## 第2編 電力設備工事

### 第2章 施工

#### 第2節 金属管配線

2.1  
プルボックス  
(2.2.8)

プルボックスふた部には、「電灯」「動力」「弱電」など用途がわかるよう表示すること。

2.2

通線を行わない長さ1m以上の管路には、地中配線にあつてはEM-IE2.0mm

通線  
(2.2.9.(3))

以上を、その他にあつてはEM-IE1.6 mm以上を挿入すること。

### 第 3 節 合成樹脂管配線 (PF管、CD管)

2.3  
隠ぺい配管の敷  
設  
(2.3.3)

コンクリート埋込みとなる管の鉄筋への結束に用いるバインド線はビニール被ふくバインド線とする。

### 第 8 節 金属線ぴ配線

2.4  
線ぴの敷設  
(2.8.3)

地震等で蓋が落下する危険性があるので、天井面のメタルモール施工は原則行わないこと。また、床面の露出配管はメタルモールではなくメタルワイプロとすること。

### 第 10 節 ケーブル配線

2.5  
垂直ケーブル配  
線  
(2.10.4.8)

分岐付き幹線ケーブルの垂直配線は吊金具を用いて敷設するが、吊下げ後は速やかにケーブルを各階にて固定すること。

### 第 12 節 地中配線

2.6  
管路等の敷設  
(2.12.4)  
地中から地上へ  
の配管の立上げ

地中配線に埋設シート等を設ける場合は、高圧用・低圧用・通信用 (すべて2倍折シート) とする。

地上部に設置する埋設標は、建物への引込口及び送出し口・地中線路の屈折箇所・ハンドホール前後に設置する。直線部分は30mごとに1個、30mに満たない場合は中央付近に1個設置する。

地中から地上への配管立上り部の施工は、波付硬質合成樹脂管を地上に立上げて厚鋼電線管 (G管) と異形接続する (G管を地中に入れない)。その接続部分全体が隠れるように根巻コンクリートにて保護し、コンクリート天端を水勾配がつくように仕上げ、管際をシール処理すること。

ハンドホール内配線は余長を見込むこと。

### 第 13 節 接地

2.7  
A・B・C・D種接地  
工事で使用する  
接地極について  
(2.13.10)  
(2.13.11)

A種・C種接地工事(10Ω)900mm×900mm×1.5t、接地銅棒 14φ1500mm-3本。

B種接地工事(※Ω)600mm×600mm×1.5t、接地銅棒 14φ1500mm-2本。

※別途東京電力(株)と協議を行い、「推奨定格遮断電流及びB種接地抵抗値についての計算」による接地抵抗値以下とする。

D種接地工事・測定用接地(100Ω)接地銅棒 14φ×1500mm-1本。

接地抵抗値は季節や地下水位・埋戻土の締固め等によって変化するため、特にA種接地工事に関しては施工後2、3回測定しておくことが望ましい。

### 第 14 節 電灯設備

2.8.1  
機器の取付け  
及び接続  
(2.14.3)

住戸内に取付けるワイド型スイッチについては、組み合わせによらず全てネームなしハンドルを使用し、テプラ等で対応する名称を貼ること。(玄関照明、棚下灯、トイレ換気扇等) ネームハンドルは使用しない。ネームハンドルの文字枠では文字が小さ過ぎて高齢の居住者には見え辛いための措置であるので、テプラ等の文字は大きめにすること。

分電盤等の図面ホルダはA4サイズとし、幹線系統図(幹線の取り出し先がわかるもの)、接続図、絶縁抵抗測定表及び接地抵抗測定表をハードタイプのカードケースに入れ備えること。なお、1枚のカードケースに入れることのできる試験成績表等は裏表の2枚とする。

## 第 15 節 動力設備

2.9  
機器の取付け  
及び接続  
(2.15.3)

- 1 制御盤の図面ホルダはA4サイズとし、幹線系統図(幹線の取り出し先がわかるもの)、接続図、絶縁抵抗測定表(相回転記載のもの)及び接地抵抗測定表をハードタイプのカードケースに入れ備えること。なお、1枚のカードケースに入れることのできる試験成績表等は裏表の2枚とする。
- 2 蓄電池には、設置年月及び推奨交換時期を表示すること。

# 第6編 通信・情報設備工事

## 第1章 機材

### 第 11 節 テレビ共同受信装置

6.1  
機器  
(1.11.2)

アンテナ、分岐器、分配器、混合器、直列ユニット、テレビ端子、ブラスターは原則として、BL認定品を使用すること。また、アンテナ及びアンテナマストはSUS製を使用すること。

### 第 16 節 自動火災報知装置

6.2  
受信機  
(1.16.2.(1)(オ)  
)

予備電源は、密閉形蓄電池とし、自動的に充電するものとする。また、その容量は非常電源を兼ねるものとする。なお、蓄電池には、設置年月及び推奨交換年月を表示すること。

## 機械編

### 第2編 共通工事

#### 第1章 一般事項

2.1.1  
規格等引用規格  
(1.1.1)

給水装置に使用するものは、「給水装置設計施工指針（最新版）」（上下水道局）（以下、「給水指針」という。）によること。また、共通仕様書と異なる記述がある場合には、給水指針を優先すること。

排水設備に関するものは、「排水設備必携（最新版）」（上下水道局）（以下、「排水必携」という。）によること。また、共通仕様書と異なる記述がある場合には、排水必携を優先すること。

#### 第2章 配管工事

2.2.1  
配管材料  
給水、給湯、消火  
及び住戸内暖房  
用  
(2.1.2.5)

消火設備に使用する消火管及び継手は、消防法施行規則に定められたもの及び日本消防設備安全センターの性能評定合格品とすること。

2.2.2 配管付属品  
フレキシブルジョイント  
(2.2.9)  
ベローズ形  
(2.2.9.1)

(イ)水用

呼び径 200 以上は 1,000mm 以上とするが、これ以外の長さを使用する場合は、監督員の承諾を得ること。

合成ゴム製  
(水用)  
(2.2.9.2)

呼び径 100 以上は 700mm 以上とするが、これ以外の長さを使用する場合は、監督員の承諾を得ること。

スリーブ  
(2.2.27)

紙製仮枠を使用する場合には、監督員の承諾を得ること。また、紙製仮枠は配管前に取り除くこと。

### 第5編 給排水衛生設備工事

#### 第1章 機材

2.5.5  
消火機器  
一般事項  
(1.5.1)

屋内消火栓箱、易操作性1号消火栓箱、屋内2号消火栓箱、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱及び屋外消火栓ホース格納箱の形状、寸法その他は、「消防用設備等の設置に関する取扱い等について」（川崎市消防局）によること。

2.5.8  
柵及びふた  
一般事項

鋳鉄製品の材質、塗装については、共通仕様書を適用せず、給水指針によること。

(1.8.1)

## 第9編 昇降機設備工事

### 第7章 住宅用エレベーター

9.7.2 住宅用マシンルームレス型エレベーター基本仕様  
(7.2.2)

(17) かご

(vi) かごの敷居

材質は、ステンレス製(SUS403以上の耐食性能を有するもの)とする。

(18) 乗場

(ハ) 乗場の敷居

材質は、ステンレス製(SUS403以上の耐食性能を有するもの)とする。